

令和 7 (2025) 年度第 4 回 栃木県地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和 8 (2026) 年 3 月 13 日 (金) 15:00~17:00

会場：栃木県庁北別館 2 階会議室 202 (オンライン併用)

1 開 会

2 議 題

- (1) 今年度の取組状況
- (2) 次年度以降の取組方針
- (3) 生活交通対策部会における協議結果の報告

3 その他

4 閉 会

《会議資料》

- ・ 栃木県地域公共交通活性化協議会規約
- ・ 令和 7 (2025) 年度第 4 回 栃木県地域公共交通活性化協議会 出席者名簿
- ・ 令和 7 (2025) 年度第 4 回 栃木県地域公共交通活性化協議会 座席表
- ・ 今年度の取組状況 【資料 1】
- ・ 次年度以降の取組方針 【資料 2】
- ・ 生活交通対策部会における協議結果の報告 【資料 3】

栃木県地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、栃木県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、法第6条第2項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 協議会に、地域公共交通計画の作成及び実施に関し助言等を求める必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。
- 6 アドバイザーは、地域公共交通計画の作成及び実施に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、知事が選任する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(監査)

第4条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会の出納監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(部会)

第5条 協議会は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会には、特別委員を置くことができる。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員（第2項の規定により特別委員を置く場合にあっては、委員及び特別委員。以下この条において同じ。）は、会長が指名する。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長は、当該部会を総理し、当該部会を代表する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する

委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議において準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」、第2項及び前項中「委員」とあるのは「委員（第5条第2項の規定により特別委員を置く場合にあっては、委員及び特別委員）」と読み替えるものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第7条 会長又は部会長は、必要があるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(経費)

第8条 協議会の運営に関する経費は、補助金、負担金その他収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第9条 協議会の収支予算は協議会の議決により定め、協議会の収支決算は監査委員の監査を経て協議会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、県土整備部交通政策課において処理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、令和4（2022）年2月7日から施行する。

2 この規約の実施後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、令和7（2025）年3月31日までとする。

令和7（2025）年度第4回 栃木県地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

1 委員（定数18）

（※）…オンラインによる出席

No.	法	区 分	所 属		役 職	氏 名	備 考
1	1号	地方公共団体	栃木県	県土整備部交通政策課	課長	橋本 達雄	
2			栃木県市長会	宇都宮市総合政策部交通政策課	課長	田代 卓也	（代理）係長 佐藤大輔 （随行）主事 塚田詠美
3			栃木県町村会	茂木町企画課	課長	小河 克紀	（代理）課長補佐兼係長 大瀧温子（※）
4	2号	公共交通事業者等	東日本旅客鉄道（株）	大宮支社 経営戦略ユニット	ユニットリーダー	神保 成究	（代理）企画調整課長 大藤恭平
5			東武鉄道（株）	経営企画本部	課長	金子 悟	（※）
6			（一社）栃木県バス協会		専務理事	小矢島 応行	
7			（一社）栃木県タクシー協会		専務理事	小菅 康夫	
8		道路管理者	国土交通省関東地方整備局	宇都宮国道事務所計画課	課長	小暮 秀昭	（代理）係長 谷口誠
9			栃木県	県土整備部道路保全課	課長	河又 伸一	
10		公安委員会	栃木県警察本部	交通部交通企画課	交通事故抑止対策官	鬼丸 純一	（随行）係長 池澤学
11	3号	学識経験者	福島大学 経営経済学類／前橋工科大学 学術研究院		教授／特任教授	吉田 樹	会長
12			帝京大学 経済学部		教授	五艘 みどり	
13		公共交通の利用者	公募委員		—	上田 珠花	欠席
14		その他必要と認める者	国土交通省関東運輸局	栃木運輸支局	首席運輸企画専門官	諏訪 和義	（随行）運輸企画専門官 菊池光祐
15			栃木県教育委員会		委員	鈴木 純美子	欠席（参考：2/24 付けで教育委員を退任）
16			（同）MoDip		代表	諸星 賢治	
17			（社福）栃木県社会福祉協議会		事務局長	法師人 昇	欠席
18			（株）JTB	宇都宮支店	課長	橋 俊行	

2 アドバイザー（定数1）

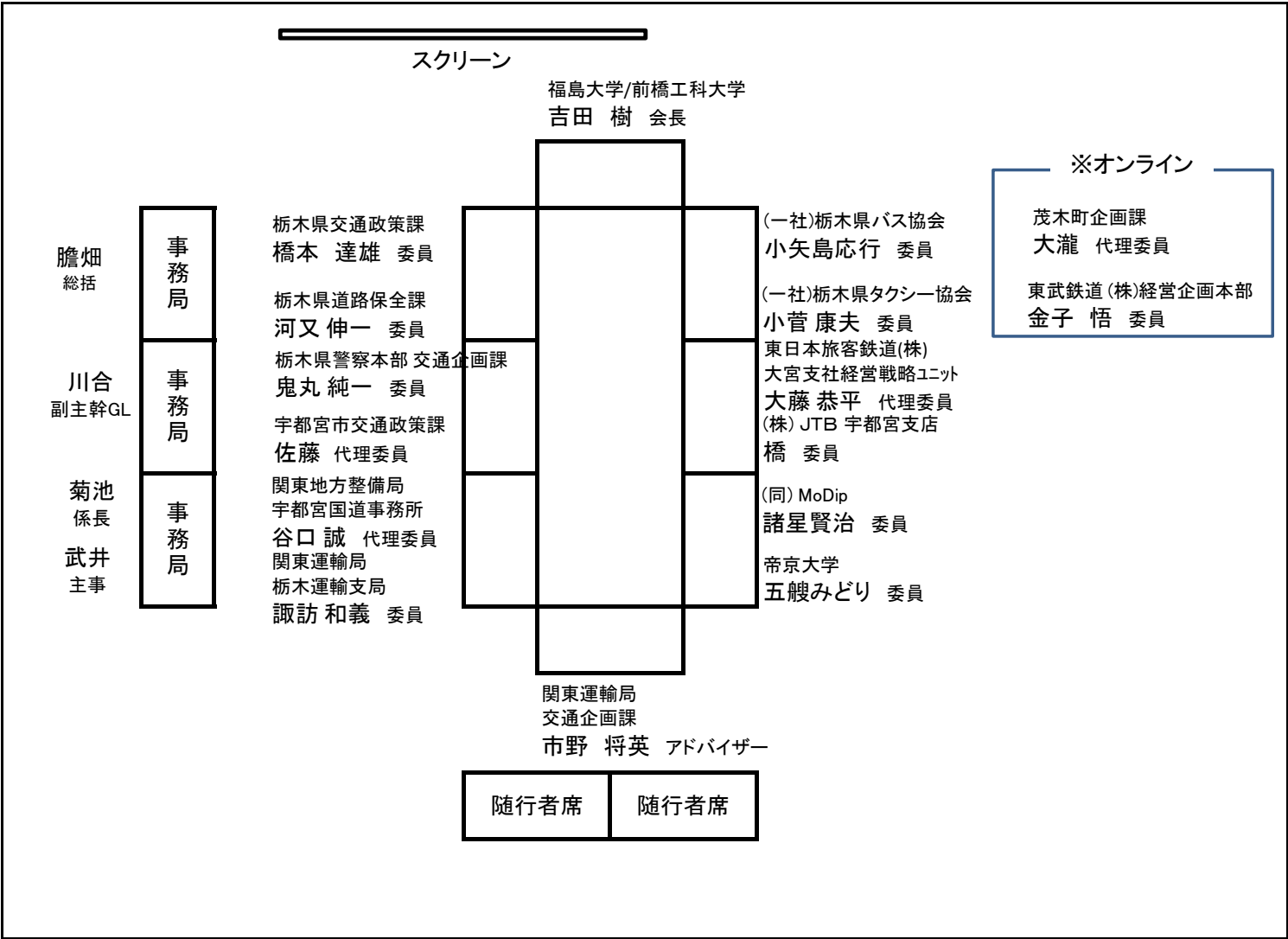
No.	区 分	所 属		役 職	氏 名	備 考
1	国	国土交通省 関東運輸局	交通政策部交通企画課	課長	市野 将英	（随行）係員 須永雄斗

3 栃木県

No.	区 分	所 属		役 職	氏 名	備 考
1	県	県土整備部交通政策課		課長補佐（総括）	膽畑 吉孝	事務局長
2		〃	公共交通担当	副主幹（GL）	川合 健司	事務局
3		〃	〃	係長	菊池 弘幸	〃
4		〃	〃	主事	武井 篤宏	〃

令和7(2026)年度第4回 栃木県地域公共交通活性化協議会 座席表

会場：北別館会議室202
日時：令和8(2026)年3月13日（金）15:00～



今年度の取組状況

1 前回協議会の振り返り

- ・ 令和 6 年度の課題を踏まえた令和 7 年度の実施について 【P 4】
- ・ 令和 7 年度の実施内容のまとめ 【P 5】

2 令和 7 年度の実施結果

○とちぎの公共交通アップデート関係

- 実施① 広域を含むすべてのバス路線のデータを新たに取得 【P 8】
- 実施② データの適正管理、有効活用 【P10】
- 実施③ モビリティ人材育成のための研修会の実施 【P16】

○とちぎ共創プロジェクト関係

- 実施④ 勉強会や意見交換などの機会の創出 【P18】

○その他の主な実施事例 【P20】

3 県計画に掲げる施策の進捗状況

- ・ 栃木県地域公共交通計画 【P25】
- ・ 県計画目標の進捗管理 【P26】
- ・ 県計画目標の達成状況の評価 【P27】

1 前回協議会の振り返り

- ・ 令和 6 年度の課題を踏まえた令和 7 年度の実施について 【P 4】
- ・ 令和 7 年度の実施内容のまとめ 【P 5】

2 令和 7 年度の実施結果

○とちぎの公共交通アップデート関係

- 実施① 広域を含むすべてのバス路線のデータの新たな取得 【P 8】
- 実施② データの適正管理、有効活用 【P10】
- 実施③ モビリティ人材育成のための研修会の実施 【P16】

○とちぎ共創プロジェクト関係

- 実施④ 勉強会や意見交換などの機会の創出 【P18】

○その他の主な実施事例 【P20】

3 県計画に掲げる施策の進捗状況

- ・ 栃木県地域公共交通計画 【P25】
- ・ 県計画目標の進捗管理 【P26】
- ・ 県計画目標の達成状況の評価 【P27】

1 前回協議会の振り返り

令和6年度の課題を踏まえた令和7年度の取組について



栃木県
TOCHIGI
PREFECTURAL
GOVERNMENT

※R7第2回栃木県地域公共交通活性化協議会（9/25）資料から一部抜粋

R6年度の施策

公共交通ネットワーク関係

- ▶市町村生活交通路線運行費補助制度の抜本的な見直し
- ▶芳賀町社会実験（交通結節機能の高度化）

デジタル技術・データ関係

- ▶「とちぎの公共交通」作成・公表（直近の運行情報の把握）
- ▶交通情報共有基盤の構築に向けた検討

共創関係

- ▶国土交通省補助事業を活用したモビリティ人材の育成
- ▶市町勉強会の開催
- ▶奥日光地域オフピーク観光の支援
- ▶無人自動運転移動サービスの県内バス路線への導入に向けた支援

新たに見えてきた課題

- ▶県計画が目指す公共交通ネットワークのイメージ、幹・枝・葉のうち、葉の交通は一旦整理できたが、枝（市町をまたぐ広域交通ネットワーク）の交通については考え方の整理が不十分
- ▶コロナ禍以降の利用者数の回復伸び悩み（→コロナ禍前以上にはならない？）
- ▶特例措置（新型コロナ緩和や燃料価格高騰緊急対策）廃止を見据えた検討が不十分（→行政の支援を受けられない赤字路線の増加による減便と廃止の可能性への対策が急務）

- ▶地域交通に関するデータの公共交通政策の企画立案への活用が不十分
- ▶データ取得の即時性が低いため、事後対応にならざるを得ないことが多い
- ▶民間交通事業者のデータ取得が不十分（→データを利活用してできることはもっとあるはず）

- ▶地域が抱える様々な課題の解決のためには、多くの主体や多様な分野との共創が必要不可欠なところ、共創を推進するための体制構築のノウハウが不十分（→「移動」は多くの人や分野にかかわること。“自分ごと”として取り組んでもらうには？）

新たに検討を開始する
令和7年度の取組

広域交通ネットワーク
の新たな支援策・改善策

現場目線での効率的なデータの取得・管理から利活用までを考えた交通情報共有基盤の整備の方向性

多様な分野との共創を実現するための取組の更なる強化策

※R7第2回栃木県地域公共交通活性化協議会（9/25）資料を一部抜粋して加工（赤字・赤線部分）

新たに検討を開始する 令和7年度の実施内容

広域交通ネットワーク
の新たな支援策・改
善策

現場目線での効率的
なデータの取得・管理
から利活用までを考
えた交通情報共有基
盤の整備の方向性

多様な分野との共創
を実現するための取
組の更なる強化策

■ とちぎの公共交通アップデート

取組①・広域を含むすべてのバス路線のデータの新たな取得

→ 事前の傾向と対策によるバス路線の維持
広域ネットワークの支援策・改善策の企画立案 など

取組②・データの適正管理と有効活用

→ データの即時性の確保
データの有効な活用・分析
データの拡充

取組③・モビリティ人材育成のための研修会の実施

→ 交通に関する知見、データ活用のノウハウ、コーディ
ネートスキルの習得により、データ等を最大限活用

■ とちぎの共創プロジェクト

取組④・勉強会や意見交換などの機会の創出

→ 「交通」の立場から他分野の事業（「移動の困りごと」）
に積極的に関与することで、「交通」と多様な主体・分野
との連携・協働の取組を推進

1 前回協議会の振り返り

- ・ 令和 6 年度の課題を踏まえた令和 7 年度の実施について 【P 4】
- ・ 令和 7 年度の実施内容のまとめ 【P 5】

2 令和 7 年度の実施結果

○とちぎの公共交通アップデート関係

- 実施① 広域を含むすべてのバス路線のデータの新たな取得 【P 8】
- 実施② データの適正管理、有効活用 【P10】
- 実施③ モビリティ人材育成のための研修会の実施 【P16】

○とちぎ共創プロジェクト関係

- 実施④ 勉強会や意見交換などの機会の創出 【P18】

○その他の主な実施事例 【P20】

3 県計画に掲げる施策の進捗状況

- ・ 栃木県地域公共交通計画 【P25】
- ・ 県計画目標の進捗管理 【P26】
- ・ 県計画目標の達成状況の評価 【P27】

2 令和7年度の取組結果

①広域を含むすべてのバス路線のデータの新たな取得

①広域を含むすべてのバス路線のデータの新たな取得

【取組前の状況】

民間バス路線の運行状況の把握が**不十分**

民間バス路線	収支	運行費_県補助	運行情報 (データ取得)	課題と対応方針
全体 224系統	赤字 ? 系統 (40+ ? 系統)	国庫協調 (国・県・市町) 20系統	○	▲補助年度の運行状況を事後に遅れて把握
		県単 (県・市町) 20系統	○	→運行状況の傾向把握や分析を行い路線維持などに活用
		184系統 ※補助対象外 ? 系統	×	▲運行状況を把握していない ※多くの系統が該当し、 廃止・減便の可能性が高い →新たにデータを取得し、 事前の傾向と対策に活用
	黒字 ? 系統	※補助対象外 ? 系統	×	→新たにデータを取得し、 事前の傾向と対策に活用

2 令和7年度の取組結果

①広域を含むすべてのバス路線のデータの新たな取得



①広域を含むすべてのバス路線のデータの新たな取得

【取組後の状況】

データ元：
「とちぎの公共交通」DB

民間バス路線のすべての運行状況を把握

民間バス路線	収支	運行費_県補助	運行情報 (データ取得)	課題と対応方針
全体 221系統	赤字	国庫協調 (国・県・市町) 20系統	○	→定期的な運行状況の傾向把握や分析を行い、路線維持などに活用
		県単 (県・市町) 20系統	○	
		181系統		
	140系統 (40+100系統)	※補助対象外 100系統	○	▲詳細な分析ができていない →利用者数、平均乗車密度、収支などの観点から評価 →定期的な運行状況の傾向把握や分析を行い、事前の傾向と対策
	黒字 81系統	※補助対象外 81系統	○	→定期的な運行状況の傾向把握や分析を行い、事前の傾向と対策

②データの適正管理、有効活用

【取組前の状況】

データ把握の遅さ、活用・分析の不足、足りないデータ

データ取扱いの現状

- **データ把握のタイムラグ**
(例) R5運行実績→R6収集とりまとめ、R7公表
- **データの活用・分析不足**
 - ・収集しても活用しきれていないデータあり
(運転士数、運行回数など)
 - ・公共交通サービスの“品質”に関する分析なし
- **データの未取得**
 - ・タクシー運行に関するデータなし
 - ・公共交通サービスの主要な利用者（免許返納者など）の人数把握なし

データの適正管理、有効活用に向けた課題

- **データの即時性**
2年遅れの実態把握、データの即時性の確保
- **データの有効な活用・分析**
 - ・収集済みデータのフル活用、見せ方の工夫
 - ・公共交通サービスの十分性を確認するための分析を新たに開始
(時間帯・曜日別の運行状況など)
- **データの拡充**
タクシーの運行情報、免許返納者数などの情報の追加

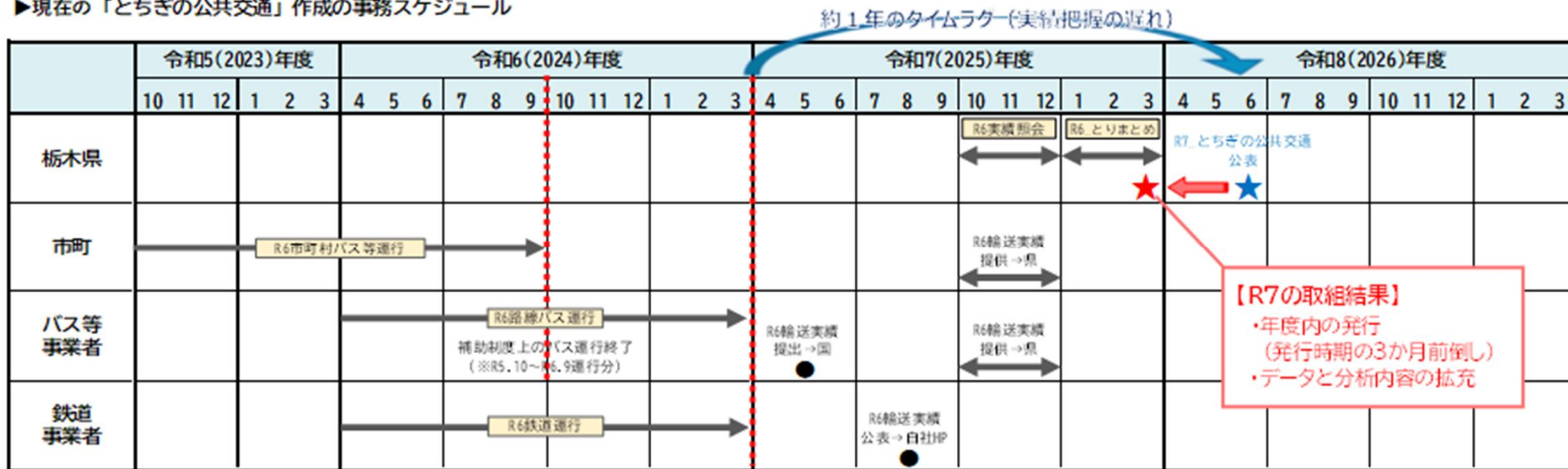
2 令和7年度の取組結果 ②データの適正管理、有効活用

②データの適正管理、有効活用

【取組後の状況】

- ・「とちぎの公共交通」の年度内の発行（6月→3月 ※3か月前倒し）
- ・データの拡充（→バス・タクシーの運転士数、免許返納者数など）
- ・データ分析のための内容の充実（→バス系統の市町補助の有無、運行回数の増減など）

▶現在の「とちぎの公共交通」作成の事務スケジュール



R6運行終了

②データの適正管理、有効活用

【「とちぎの公共交通」の改善例①】

近年の重要な課題の一つである「運転士不足」に対応する施策展開の一助とするため、**バス・タクシーの運転士数の推移**に関する情報を新たに掲載

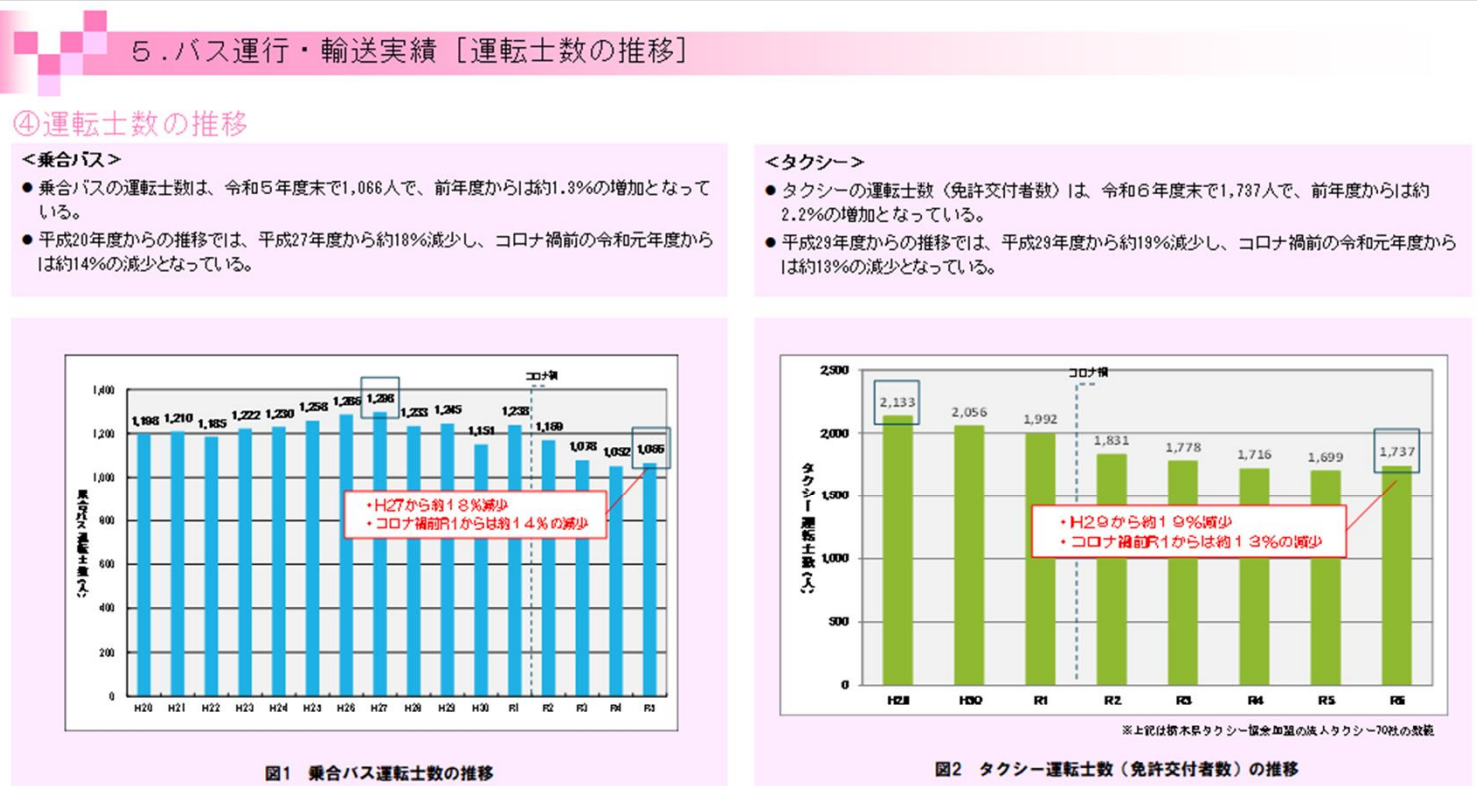


表1 乗合バス運転士数の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
乗合バス運転士数	1,198	1,210	1,185	1,222	1,230	1,258	1,286	1,298	1,233	1,245	1,151	1,238	1,159	1,078	1,052	1,066

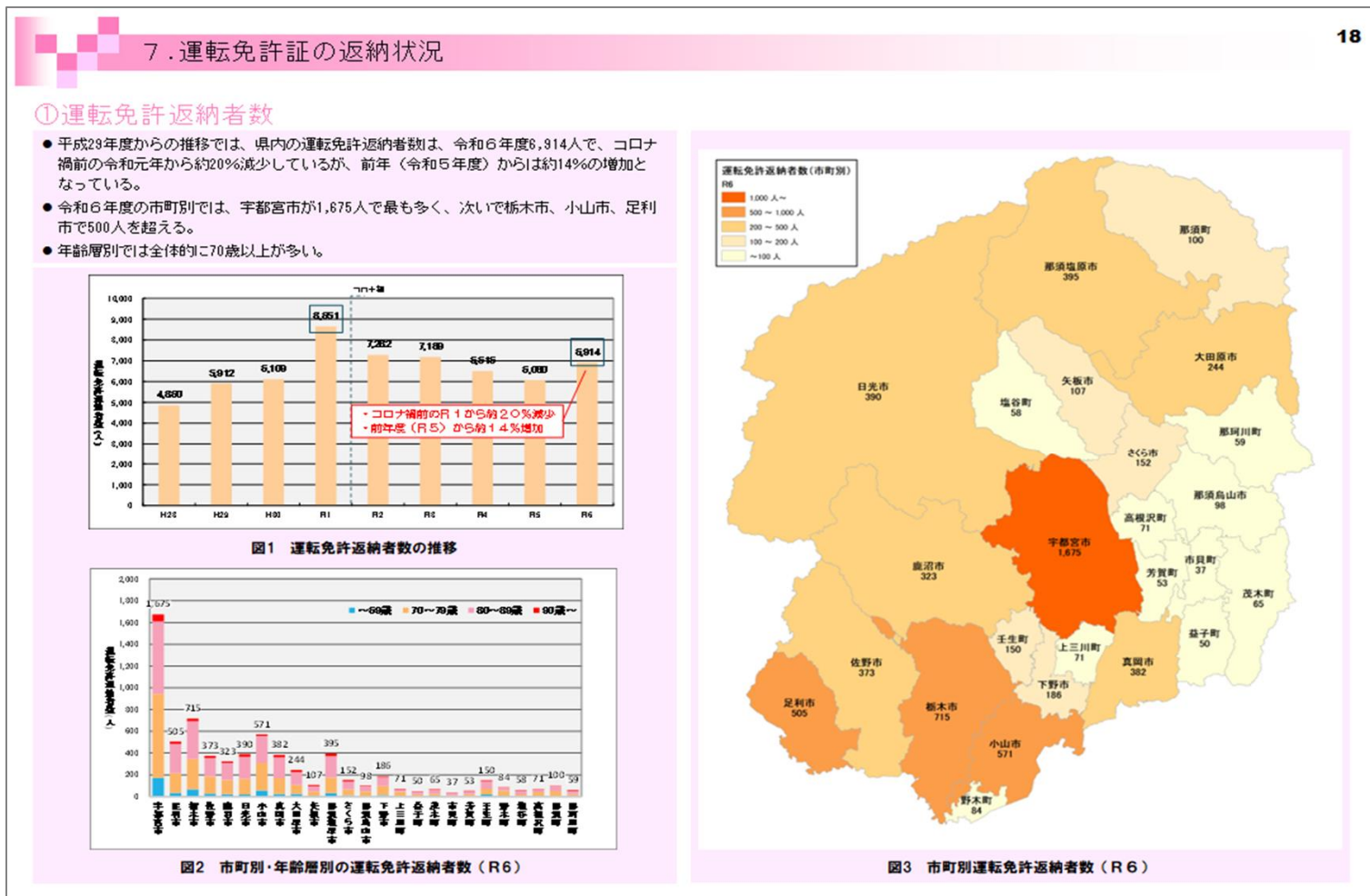
表2 タクシー運転士数（免許交付者数）の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
タクシー 免許交付者数	2,133	2,056	1,992	1,831	1,778	1,716	1,699	1,737

②データの適正管理、有効活用

【「とちぎの公共交通」の改善例②】

人口減少が加速する中、地域交通を必要とする可能性の高い高齢者の分布状況等を把握し、市町へ情報提供するとともに、今後の施策展開の一助とするため、**運転免許返納者**に関する情報を新たに掲載



【「とちぎの公共交通」の改善例③】

- ◆ バス系統一覧（民間バス【路線定期運行】）

[illegible]

※運行回数を小換点となっているものは、区間運行や休目等を運行回数に換算した結果による

→注視するバス系統として、
個別の分析と対応を実施
する目安とする

③モビリティ人材育成のための研修会の実施

【取組前の状況】

- ・ 地域公共交通政策の企画立案の現場における人材不足
- ・ 必要なスキルを習得するための機会が不足（多忙な現場）

【現状】

地域交通政策を考える上では、多くの知見、ノウハウ、スキルが求められるが、現場では実務に追われてしまい、習得することが難しい。

地域公共交通を考えるために求められるスキル

（1）交通に関する知見

- ・ 各交通モードの特性や事業実務に対する理解
- ・ 新技術に関する知見
- ・ 関係法令、予算制度についての知識 等

（2）データ活用のノウハウ

- ・ 必要なデータの収集・分析スキル
- ・ データを施策立案や合意形成へ活用するノウハウ 等

（3）コーディネートスキル

- ・ 関係者の利害調整、合意形成を図る能力 等

【R7取組】

左記スキルを習得するための研修会を有識者を講師に迎え実施

①講習会

→地域公共交通のリ・デザインを構想するための「概念」の習得

②ワークショップ

→データに基づく施策立案スキルの向上

③ロールプレイング

→施策展開に係る利害調整や合意形成スキルの向上

モビリティ人材の育成

③モビリティ人材育成のための研修会の実施

【取組後の状況】

地域公共交通のリ・デザインを構想するための「概念」の習得を目指した講習会を開催

日 時	令和8(2026)年1月27日(火曜)
会 場	栃木県庁 北別館会議室403
参加者	18市町27名、事務局(県交通政策課)
プログラム	(1)地域交通のリ・デザイン、国の動向について 説明：国土交通省関東運輸局 (2)栃木県の取組について 説明：栃木県交通政策課 (3)地域交通リ・デザイン講習会 ○公共交通の外部性 地域交通の制度と協議会への向き合い方 講師：福島大学 教授 前橋工科大学 特任教授 吉田樹 様 ○問題解決の手段、合意形成 講師：日本鉄道マーケティング 山田和昭 様 ○公共交通におけるデザインの役割 講師：inoue design 井上晃良 様 GKグラフィックス 北嶋悠史 様



④勉強会や意見交換などの機会の創出

【取組前の状況】

- ・ 栃木県地域公共交通計画の策定に当たり、他分野との連携の必要性や重要性を再認識
- ・ 多様な主体・分野による共創の取組に関する内容を、県計画の目標等に明確に位置付け
- ・ これらの点を意識した施策展開を、R7から新たに開始

※栃木県地域公共交通計画 一部抜粋

第5章 基本方針と計画目標

5-1 公共交通の基本方針

第4章で整理した公共交通の課題の解決に向け、以下のとおり本県全体の公共交通の基本方針と目標を設定しました。また、基本方針や目標を達成するために、県・市町・国・交通事業者・県民の役割を改めて整理するとともに、地域内の公共交通サービスの継続的な提供に向けた指針を設定しました。



第6章 目標達成のための施策

6-1 目標ごとの施策一覧

設定した公共交通の目標を達成するための施策の一覧を以下のとおり整理しました。



目標値	各主体が共創した公共交通の運営維持		
施策 3-3	関係者間の連携及び市町や交通事業者の取組への支援		
施策概要	「とちぎの公共交通」を作成することで、各種のデータ等の情報共有等を図り、関係者同士が連携した取組を進める環境を整備するとともに、市町や交通事業者の個別の取組を支援します。		
実施主体	栃木県	関連主体	各市町、交通事業者
取組 1	「とちぎの公共交通の作成・公表」 - 各地域の生活交通を客観的に把握する上で、県内の公共交通のサービスレベルや収支状況等のデータを系統的に整理し、目指すべき公共交通のあり方を考える基礎資料として平成 20 年度から毎年取りまとめている「とちぎの公共交通」を作成・公表します。 (主な内容) ・鉄道・バスネットワークの概況 ・鉄道・バスネットワークの人口カバー状況 ・鉄道・バスの乗込実績・運行実績 ・生活交通運行費補助等の概況		
取組概要			
取組 2	「交通事業者・市町・県による定期的な意見交換（協議会や地域部会の開催、勉強会の新設）等の関係者が連携できる環境の整備」 ・栃木県地域公共交通活性化協議会では、県北・県南の 3 区分で地域部会を設置し、地域の実情に応じた協議を重ねながら「栃木県地域公共交通計画」を策定しました。本計画策定後、校・駅・家を創り守り育てる公共交通ネットワークの維持・形成を旨とし、「地域公共交通協議会」を開催しています。 ・栃木県生活交通対策協議会では、栃木県内の持続可能な生活交通ネットワークの構築のための協議等を行っており、併せて公共交通に関する有識者による講演会を開催しています。今後も引き続き実施していきます。 ・市町職員や交通事業者を対象とした公共交通に関する勉強会を実施し、地域公共交通に係る情報等を共有、検討する機会を設け、各市町での公共交通行政に役立てます。		
			

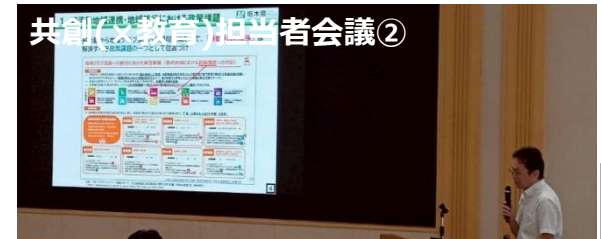
④勉強会や意見交換などの機会の創出

【取組後の状況】

交通を含む多様な主体・分野との共創の取組を開始

※下表は共創の取組の一例。この他にも各種事業に紐づくセミナーの開催やマッチングイベント登壇等の取組などを実施

	共創（福祉×交通） 勉強会	部活動地域連携・ 地域移行 市町担当者会議	共創（広域連携） 意見交換会	広域バスの運行に係る 担当者打合せ
日 時	8 / 5	8 / 20	12/25, 1/28, 2/19, 2/27 2ブロック全4回	10/21, 1/16, 2/17, 3/24 全4回 ※予定含む
分 野	福祉	教育	交通（広域連携）	交通（広域連携）
対 象	市町、福祉関係者	市町	市町	市町、交通事業者
人 数	29団体57名	25市町61名	8市町延31名	4団体延17名
内 容	福祉分野における共創の取組の好事例などの紹介、意見交換	教育分野における共創の取組の好事例などの紹介	広域公共交通ネットワークの課題共有と今後の取組の方向性の検討	広域公共交通ネットワークの課題共有と今後の取組の方向性の検討



栃木県地域公共交通計画に基づく

主な取組事例一覧（目標別）

目標 i 公共交通ネットワークの維持・形成

【新規】 ・ 交通事業者（乗合バス、タクシー・貸切バス）運行緊急支援

目標 ii まちづくり等と連携した公共交通サービスの充実

【新規】 ・ 内閣府主催「マッチングピッチ2025」での情報発信

目標 iii 各主体が共創した公共交通の運営維持

【継続】 ・ バス運転体験・会社説明会の開催支援

2 令和7年度の取組結果 その他の主な取組事例①

目標 i 公共交通ネットワークの維持・形成

施策1-4 地域の実情に応じた財政的支援

取組名 交通事業者（乗合バス、タクシー・貸切バス）運行緊急支援（※令和7年度12月補正予算対応）

事業の概要

✓ 近年の燃料価格高騰の影響による交通事業者の経営上の負担増に対応するため、緊急的に支援金の支給を実施

緊急支援の内容

燃料価格高騰に対応した支援金の補助実績

2億 4,457 万円

▶ 地域公共交通等支援事業

	乗合バス事業者 運行緊急支援	タクシー・貸切バス事業者 運行緊急支援		
補助対象者	路線バス事業者	タクシー事業者		貸切バス事業者
補助対象	バス車両	LPガス タクシー車両	LPガス以外の タクシー車両	貸切バス車両
補助額	191,000円/台	52,000円/台	35,000円/台	119,000円/台
補助額 (予定)	404台	843台	525台	884台
	77,164,000円	43,836,000円	18,375,000円	105,196,000円
支援総額	244,571,000円			

2 令和7年度の取組結果 その他の主な取組事例②

目標 ii まちづくり等と連携した公共交通サービスの充実

施策2-6 新技術による公共交通施策の導入・活用

取組名 内閣府主催「マッチングピッチ2025」での情報発信

事業の概要

地域や社会の課題解決等の担い手として注目されるスタートアップ(※)との共創の取組による地域交通政策へのデジタル技術・データの利活用を進めるため、内閣府が主催するマッチングイベントに登壇及びブース設置をして、「地域交通政策へのデータの活用」をテーマに、栃木県の現状と課題を情報発信

※スタートアップとは … 新しい技術・ビジネスモデルを活用し、短期間で急成長を目指す革新的な企業のこと

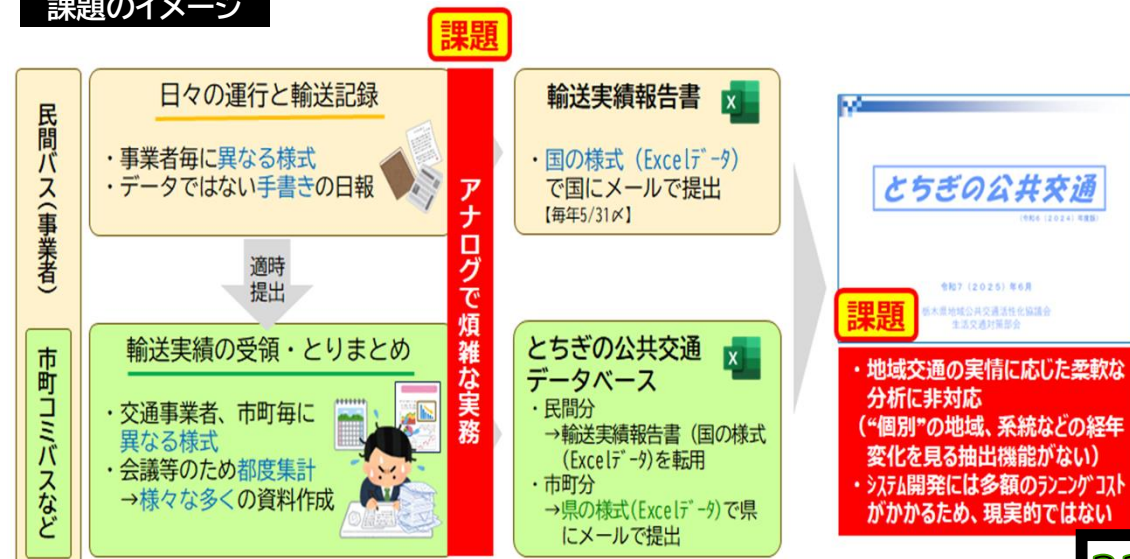
「マッチングピッチ2025」での情報発信の内容

【イベント概要】

日 時	令和7(2025)年11月25日(火曜)
会 場	Tokyo Innovation Base (東京都千代田区)
参加者数	358名(会場189名、オンライン169名)
栃木県発表テーマ	「地域交通政策へのデータの活用」 →行政が抱える地域課題をスタートアップに広く周知
実施主体	内閣府



課題のイメージ



2 令和7年度の取組結果 その他の主な取組事例③

目標iii 各主体が共創した公共交通の運営維持

施策3-3 関係者間の連携及び市町や交通事業者の取組への支援

取組名 バス運転体験・会社説明会の開催支援

事業の概要

- ✓ バス運転士不足の解消を目的に、前年度に引き続き「バス運転体験・会社説明会（栃木県バス協会主催）」を実施
- ✓ 栃木県バス協会加盟7社、栃木運輸支局、栃木労働局とも連携協力して開催
- ✓ 栃木県では、本取組への後援とともに参加者募集に係る周知活動を実施

市町勉強会の内容

日 時	令和7（2025）年11月29日（土曜）
会 場	那須自動車学校（那須塩原市二区町352-7）
参加対象	バス運転に興味があり、将来的にバス会社に就職を希望する者
プログラム	◆バス運転体験会： 教習車大型バス4両(MT)、中型バス1両(AT)を使用して教習所内コースを走行体験 ※普通免許OK ◆合同企業説明会： 県バス協会加盟7社が企業ブースを設けて、会社の業務説明、個別相談
実施主体	主催：県バス協会 後援：栃木運輸支局、栃木労働局、栃木県

【事業の狙い】

実際に大型バス・中型バスの運転を体験してもらうとともに、バス会社の事業内容や労働環境に関する理解を深めてもらうことで、バス運転士という職業に対する潜在的な不安を払拭し、将来的なバス運転士の確保を図る



1 前回協議会の振り返り

- ・ 令和 6 年度の課題を踏まえた令和 7 年度の実施について 【P 4】
- ・ 令和 7 年度の実施内容のまとめ 【P 5】

2 令和 7 年度の実施結果

○とちぎの公共交通アップデート関係

- 実施① 広域を含むすべてのバス路線のデータを新たに取得 【P 8】
- 実施② データの適正管理、有効活用 【P10】
- 実施③ モビリティ人材育成のための研修会の実施 【P16】

○とちぎ共創プロジェクト関係

- 実施④ 勉強会や意見交換などの機会の創出 【P18】

○その他の主な実施事例 【P20】

3 県計画に掲げる施策の進捗状況

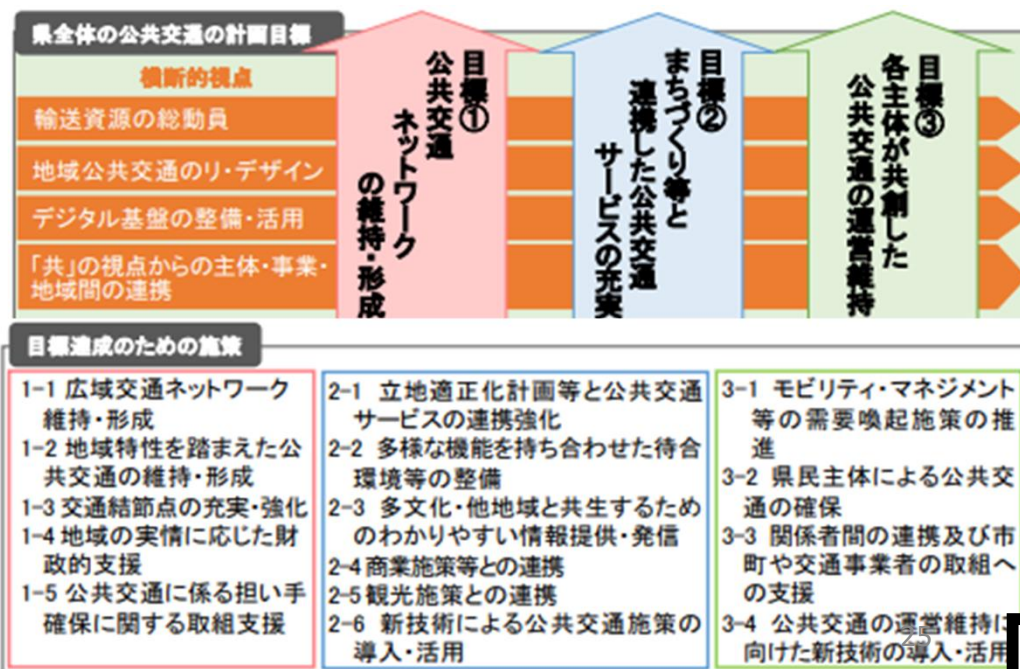
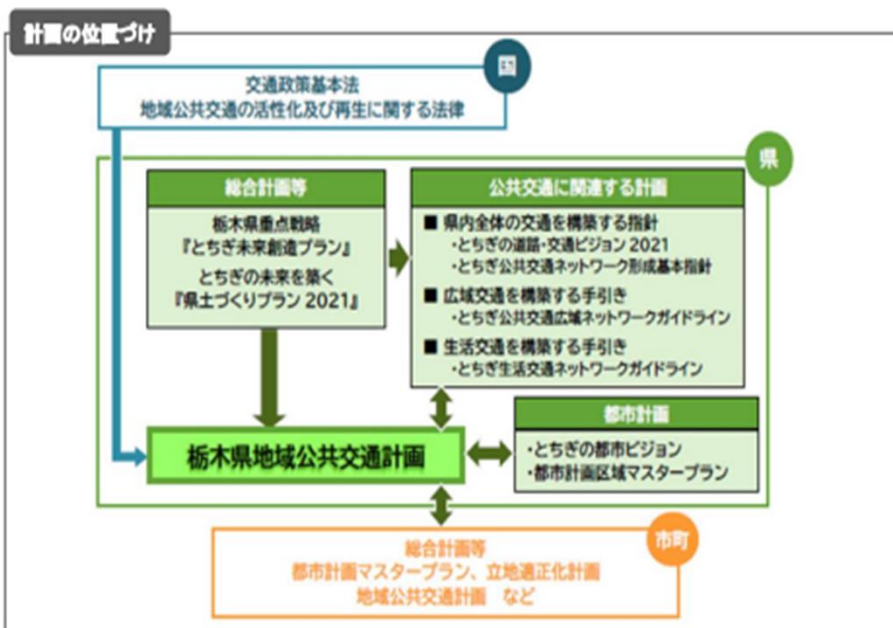
- ・ 栃木県地域公共交通計画 【P25】
- ・ 県計画目標の進捗管理 【P26】
- ・ 県計画目標の達成状況の評価 【P27】

栃木県域公共交通計画の策定（令和6年3月）

- ✓ 令和2年11月地域交通法の改正により「地域公共交通計画」の作成が地方公共団体の努力義務化
- ✓ 県内市町でも順次作成に向けた検討・協議が進められ、現時点で24市町（96%）と県で作成済み
- ✓ 市町・県では、それぞれの「地域公共交通計画」に掲げた目標達成のため、各種施策を展開中

県地域公共交通計画の策定に当たっての課題整理・目標設定

- ・ 県地域公共交通計画は、市町地域公共計画と整合を図りながら策定
- ・ 市町地域公共交通計画の記載事項を踏まえながら、県全体で目指すべき課題・目標・目標達成のための施策を整理



計画指標・目標値の設定

- ✓ 設定した目標ごとに達成状況を評価するための「評価指標」及び「目標値」を設定

目標	評価指標	データ取得方法	現況値 ^{※1}	目標値 (令和10年度)
目標 i) 公共交通ネットワークの維持・形成	鉄道・バス等の利用者数 ^{※2}	交通事業者保有のデータにより毎年計測	23.6 万人/日 (平成30年度)	24.6 万人/日
	民間バス及び市町バス（デマンド除く）の1便当たり平均乗車密度	交通事業者、市町保有のデータにより毎年計測	3.3人 (令和3年度)	4.8人
目標 ii) まちづくり等と連携した公共交通サービスの充実	公共交通に関する満足度	県政世論調査により毎年計測	60 % (令和4年度)	60 %以上
	主要観光地の最寄り鉄道駅・バス停における乗降客数 ^{※3}	交通事業者保有のデータにより毎年計測	2.6 万人/日 (平成30年度)	2.6 万人/日
目標 iii) 各主体が共創した公共交通の運営維持	共創に係る事業の取組件数 ^{※4}	実施件数を毎年計測	24 件 (令和4年度)	80 件
	路線定期運行バスの平均収支率	交通事業者保有のデータにより毎年計測	44.4 % (令和3年度)	56.0 %以上

計画の進捗管理

- ✓ 計画を着実に実行し、効果を得ていくためのPDCAサイクルによる進捗管理を実施

実施事項	N 年度		N+1 年度		N+2 年度
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
事業の評価・改善策の検討 【 Check 】 【 Action 】	各種データの取得 → とちぎの公共交通作成		評価・確認 改善策の検討		
事業の計画 【 Plan 】				次年度事業の検討	
事業の実施 【 Do 】					事業の実施

■栃木県地域公共交通計画 進捗管理表（令和7年度 取組2年目）

目標	施策	令和7年度の取組状況	評価指標	計画策定時 基準値	令和6年度評価 (計画1年目)	※評価時点の修正 のための調整	令和7年度評価 (計画2年目)	目標値
目標 i 公共交通ネットワーク の維持・形成	1-1 広域交通ネットワークの維持・形成	■市町生活交通ネットワークの改善検討 ・各市町の市町村生活交通会議での議論（25市町） ■県東エリアにおける路線バス・市町生活交通ネットワークの再編協議 ・県生活交通対策部会分科会の開催（7/25、1/26） ■「共創プロジェクト（広域連携）」による広域ネットワークの改善検討 ・宇都宮ブロック（1/28、2/27）・芳賀ブロック（12/25、2/19） ■LRT西側延伸に向けた支援 ・軌道運送高度化実施計画の認定申請（申請者：宇都宮市）（10/29） ・LRTの乗り方・交通ルールの周知等	鉄道・バス等の 利用者数	23.6万人/日 (H30)	18.6万人/日 (R4)	21.1万人/日 (R5)	22.2万人/日 (R6)	24.6万人/日 (R10)
	1-2 地域特性を踏まえた公共交通の 維持・形成	■市町勉強会「野木町AIデマンド交通（キラ輪号）」の開催（2/26） ■自家用有償旅客運送事業に係る許可・指導助言（37件）						
	1-3 交通結節点の充実・強化	■LRTと東武宇都宮線との連携に向けた検討 ■芳賀・宇都宮LRTを基軸とした公共交通の利用促進（交通結節機能の高度化）による道路ストックを有効活用した社会実験の実施 ■モビリティハブの設置（宇都宮市内2箇所）						
	1-4 地域の実情に応じた財政的支援	■民間路線バスに対する運行支援 ・20系統3事業者 C=67,448千円（国庫協調） ・22系統2事業者 C=22,992千円（県単） ■市町村生活交通に対する運行支援 ・24市町167路線 C=94,969千円 ■第3セクター鉄道に対する運行支援 ・3路線3事業者 C=198,386千円 ■バリアフリー車両の導入支援 ・ノンステップバス 1事業者1台 ■燃料価格高騰に対する事業継続支援 ・タクシー・貸切バス事業者運行緊急支援金 - タクシー1,368台 C=62,211千円 - 貸切バス 884台 C=105,196千円						
	1-5 公共交通に係る担い手確保に 関する取組支援	■副読本「のりもの・のりかたガイドブック」作成・配付 ■公共交通ポータルサイトの運営・更新 ■バス運転体験・会社説明会の後援（11/30）						
目標 ii まちづくり等と連携した公共交通サービスの 充実	2-1 立地適正化計画等と公共交通サー ビスの連携強化	■地域公共交通計画の策定に対する支援 ・1町（高根沢町） ■地域公共交通計画の策定に係る財政支援 ・5市（佐野市、真岡市、那須烏山市、下野市、茂木町） C=6,500千円 ■都市計画区域マスタープランに公共交通軸を位置付け ■道路事業に伴うバス符合環境整備計画の検討	公共交通に関する 満足度	60% (R4)	67% (R6)	—	59% (R7)	60%以上 (R10)
	2-2 多様な機能を持ち合わせた 待合環境の整備							
	2-3 多文化・他地域と共生するための 分かりやすい情報提供・発信	■GTFSデータに関する研修会の開催（3/3）						
	2-4 商業施策等との連携	■小山地区自動運転バス出発式・PRイベント（11/2）						
	2-5 観光施策との連携	■JR烏山線サイクルトレイン本格運用（10/18～） ■LRTを活用した観光周遊（工場見学） ■日光地域渋滞対策（オフピーク観光の促進）						
	2-6 新技術による公共交通施策の 導入・活用	■東武鉄道顔認証改札サービス（SAKULaLa）運用開始（11/13～） ■内閣府主催「マッチングピッチ2025」での情報発信（11/25） ■「とちぎの公共交通」のアップデート						
目標 iii 各主体が共創した 公共交通の運営維持	3-1 モビリティ・マネジメント等の 需要喚起施策の推進	■副読本「のりもの・のりかたガイドブック」の作成・配付 ※再掲	共創に係る事業の 取組件数	24件 (R4)	48件 (R6)	—	53件 (R7)	80件 (R10)
	3-2 県民主体による公共交通の確保	■とちぎ県政出前講座の実施（10/20那須市町村議会議長会）						
	3-3 関係者間の連携及び市町や交通事 業者の取組への支援	■「とちぎの公共交通」のアップデート ※再掲 ・R6年度版（6/25）、R7年度版（3/27予定） ■「共創プロジェクト（他分野連携）」 ・第1回 福祉×交通（8/5）、第2回 教育×交通（8/20） ■バス運転体験・会社説明会の後援（11/30）※再掲 ■市町職員や交通事業者を対象とした勉強会 ・モビリティ人材育成事業・講演会の開催（1/27） ・GTFSデータに関する研修会の開催（3/3）※再掲 ・自動運転セミナーの開催（10/3、3/9）						
	3-4 公共交通の運営維持に向けた 新技術の導入・活用	■無人自動運転移動サービス推進協議会の運営 ・第1回（各実証実験の概要、横展開等取組方針等）（10/16） ・第2回（各実証実験の結果、今後の取組方針等）（3/23予定） ■無人自動運転移動サービスの県内バス路線への導入に向けた支援 ・自動運転レベル4の許認可取得に向けた実証運行 - 下野市（自治医大線）（12/15～2/27） - 日光市（奥日光低公害バス路線）（11/4～11/30） （中禅寺温泉バス路線）（10/28、10/30） - 小山市（ハーヴェストウォーク線）（11/2～11/18） ■無人自動運転移動サービスの県内他地域への横展開に向けた取組 ※再掲 ・第1回セミナー（10/3）自動運転の基礎知識、全国の動向 ・第2回セミナー（3/9）先進自治体の事例紹介 ■自動運転に対する社会受容性向上に向けた取組 ・宇都宮大学 地域デザイン科学部「冬の模擬ゼミ2025」参加（12/13） ・自動運転バスPRイベント（下野市11/16） ・自動運転バス出発式・PRイベント（小山市11/1） ■市町勉強会「AIデマンド交通（野木町キラ輪号）」の開催（2/26） ■バイオ燃料バスの奥日光エリア路線における本格運行（8/6～） ■県内製造EVバスの本格運行（11/18～）						
			路線定期運行バス の平均収支率	44.4% (R3)	48.7% (R4)	65.4% (R5)	63.9% (R6)	56.0%以上 (R10)

■県内市町の共創・モビリティマネジメントの取組（令和7年度実施分）

※市町から回答があった共創の取組のうち、次のすべてに該当する取組を計上
①特定の対象や事項に対して
②地域交通に関する意識を変えてもらうために（※単なる割引は除く）
③積極的な働きかけを行った取組（※単なる情報発信は除く）

No.	県計画 施策区分	共創 分野	取組内容	実施回数	対象	参加人数 利用者数など	実施内容
1	3-1	地域	公共交通のPR等	通年	停留場に接続する地域内 交通の運行エリアの住民 （2地区）8,937世帯	（2地区）2,307世帯 （アンケートの回答数）	地区ごとにアレンジしたリーフレットや資料を動機付けコンテンツとしてフ ンショットTFPIによるマネジメントを実施
2	3-1	産業	公共交通のPR等	通年	企業（「エコ通勤優良事 業所認証」を取得した事 業所）86社	8社（ヒアリング実施数）	・エコ通勤優良事業所認証を取得した事業所に対してアンケートを実施 ・8社に対して各社ごとにアレンジした情報提供資料や呼びかけコンテンツに よる動機付け、事後アンケートを実施
3	3-1	教育	公共交通のPR等	通年	大学生	2年生40名（アイデアソンイベント） 3年生18名（アイデア具体化）	・大学の協力の下、事前講義とアンケートを実施 ・「若者に刺さるビジュアルイメージ」に関するアイデアソンイベントを開催 ・事後にアイデアの具体化と事後アンケートを実施
4	3-1	教育 福祉	公共交通利用教室	8/6ほか4回	小学生 高齢者（公民館講座）	全5回 60名程度	地域内の路線バスの運行状況についての座学と路線バスの乗車外出体験を実施
5	3-1	教育	お試しバス乗車券の配布	2月上旬	中学3年生	約1,000名	中学3年生にお試しバス乗車券とチラシを配布
6	3-1	地域	公共交通利用教室	年12回	小学生 中学生	1回当たり10名程度	地域の移動にかかわる生活交通（コミバス及びデマンドタクシー）の乗り方や 運転免許証自主返納支援制度等についての説明を実施
7	3-1	地域	公共交通利用教室	5/29ほか	高齢者ほか	132人	生活路線バス運行事業者や鉄道事業者と連携し、地元公民館等へ出向き、鉄道 やバスの乗り方を教室を実施
8	3-1	教育	公共交通利用教室	6/30ほか	小学1～2年生ほか	99人	生活路線バス運行事業者や鉄道事業者と連携し、小中学校へ出向き、鉄道やバ スの乗り方を教室を実施
9	3-1	地域	公共交通勉強会	11/7	住民	28人	地域での移動に課題を抱えている住民や支援団体が集まり、事例紹介や課題の 共有を行った。
10	3-1	教育 福祉	公共交通利用教室	通年	小中学校 高齢者サロン ほか	184人	小学校や高齢者サロンに実際の路線バスやデマンド車両を用意し、乗り方体験 を行った。
11	3-1	地域	選挙投票日の乗車無料	7/4～7/20	投票所に行く住民	33人	参議院選挙期日前投票期間～投票日当日にコミバス又はデマンド交通で投票所 に行った場合、その往復運賃の無料化を実施
12	3-1	教育	夏休み無料乗車キャンペーン	夏休み（小中学生）、 通年（高校生、75歳以上住民）	小学生 中学生 高校生 75歳以上住民	小中学生22人、 高校生 未集計 75歳以上 未集計	小中学生：夏休み期間にコミバス・デマンド交通フリーパスを販売 高校生：通学定期の特別割引 75歳以上の市民：コミバス・デマンド交通が割引運賃で利用できるカードを交 付
13	3-1	警察等	交通安全教室における公共交通 PR（利用教室等）	通年	デマンドバス運行地域内 の住民	171人（9回） （他部署主催の交通安全教 室参加者）	他部署が実施する各自治会、長寿会、高齢者施設等における交通安全教室に出 向き、デマンドバス制度の周知・説明を実施（併せて、アプリ登録希望者には 操作サポートを実施）
14	3-1	教育	デマンド交通利用案内	通年	デマンドバス運行地域内 の小中学生とその保護者	64人（3校）	他部署が実施する小学校での交通安全教室において、デマンドバス制度の周知 （パンフレットの配布）を実施
15	3-2	地域	公共交通に関する勉強会・意見 交換会	10/14	地区デマンドタクシー運 営協議会	30人	・公共交通マイスターを招聘し、公共交通に対するこれまでの活動や考えをお 話いただき、モビリティマネジメントの理解を深めるとともに、特定地区が抱 える地域の移動問題に関する意見交換に対するアドバイスをいただいた
16	3-1	地域	公共交通の利用案内	6/20,11/19,12/15,12/17,12/18,2/1 8,2/19,2/20,2/25,2/26	住民	約120名	コミバスの利用方法、運賃、AIデマンドバスのアプリの登録、予約方法等の説 明を実施
17	3-1	教育	公共交通の利用案内	11/6、2月中旬	高校生ほか	約3,000名（配布人数概算）	・地域内の高校に利用促進のパンフレット配布 ・特定学校ではコミバスの変遷やこれまでの取組、利用状況などを説明 →説明内容をもとに学生が研究・調査を実施
18	3-1	市民	公共交通の利用促進（時間帯割 引）	通年	スマートフォンによる定 期券・回数券購入者	各月平均249名 （令和8年1月現在）	コミバスの利用者（スマートフォンによる定期券・回数券の購入者）に対して コミバスの運行時間外にタクシーを利用する場合の運賃補助を実施（タクシー 利用時の運賃総額の半額（上限2,000円）を補助）
19	3-1	教育	絵画コンテスト	7/7～12/7	幼児 小学校・義務教育学校	応募総数151点 展示会来訪者315名	・コミバスをテーマにした絵画コンテストを実施 ・表彰式、展示会を実施（入賞作品を印刷したクリアファイルの配布、コミバ スの缶バッジ作成体験などを通してコミバスのPR活動を実施）
20	3-1	教育	公共交通乗り方教室	9/11	小学3年生	51人	バスの乗り方教室を実施（座学での説明及び実際の乗降体験を通じ、公共交 通への理解促進）
21	3-1	教育	公共交通無料乗車体験	7/19～8/31	小学生	未集計	夏休みコミバス無料乗車キャンペーンの実施
22	3-1	地域	公共交通PR	3/6	民生委員 児童委員	未集計	民生委員、児童委員対象にデマンドタクシー・コミバスの利用方法や見直し内 容について説明
23	3-1	教育	公共交通無料乗車体験	7月～8月	中学3年生とその保護者	79名（コミバス） 2名（デマンド）	対象者にバスの乗り方を案内するとともに路線バス・コミバスの無料乗車体験 を実施
24	3-1	地域	公共交通無料乗車体験	8月	市民 近隣住民	未集計	地域のイベント開催日にコミバスを利用し、当該イベントに参加する旨の申出 があった者の運賃の無料化を実施
252	3-1	地域、商業	公共交通PR	9月	市民 近隣住民	50人程度	・商業施設が実施するはたらくのりもの展にコミバス車両1台を展示 ・普段利用しない住民にコミバスを周知し、この機会に合わせて「バス運転体 験・会社説明会」（県バス協会主催）の資料を配布
62	3-1	教育	公共交通PR （定期券訪問販売等）	4月	高校新入生	20人	高校付近にコミバスの定期券販売所がないため、新入生を対象に年に一度出張 販売を実施
27	3-1	教育	公共交通利用案内	4月	大学新入生	30人程度	入学式日に学校を訪問し希望者に路線バス経路の説明を実施
28	3-1	地域、福祉	公共交通出前講座	4月～12月	デマンド区域内の自治会 高齢者センター等に集う 住民	300人程度	デマンド交通の認知度向上と理解促進を目的にデマンド交通の利用方法等の出 前講座を開催（利用登録の受付も行い、新規登録者を獲得）
29	3-1	福祉	デマンド交通を利用した買い物 ツアー等	6月・11月	デマンド区域内の住民	57人	デマンド交通を利用した買い物体験ツアーやお楽しみツアー等を社会福祉協議 会と連携し開催（新規の利用者を獲得）
30	3-1	教育	中学生向けワークショップ	6月・11月	中学2年生	33人	公共交通の現状やメリットなどの講義や路線バスのルートや料金などを調べる ワークショップを実施、高校生になったときの移動手段の紹介
31	3-2	地域	地域共助型生活交通の運行支援	通年	対象地区住民	-	行政が運賃収入から不足する分の運営費と車両を提供することにより、 地域共助型生活交通を運行

■県内市町の共創・モビリティマネジメントの取組（令和7年度実施分）

※市町から回答があった共創の取組のうち、次のすべてに該当する取組を計上
①特定の対象や事項に対して
②地域交通に関する意識を変えてもらうために（※単なる割引は除く）
③積極的な働きかけを行った取組（※単なる情報発信は除く）

No.	県計画 施策区分	共創 分野	取組内容	実施回数	対象	参加人数 利用者数など	実施内容
32	3-1	教育	公共交通利用案内 イベント時無料乗車体験	7/29～8/22のうち（8日間）	中学3年生 義務教育学校9年生	342人	交通事業者との連携の下、路線バス及びコミバスの無料乗車体験を実施（行政チラシに無料乗車券を掲載）
33	3-1	地域	イベント時無料乗車体験	11/8, 11/9（2日間）	イベント参加者全員	53人	コミバス4路線で無料乗車体験を実施（行政チラシに無料乗車券を掲載）
34	3-1	地域	イベント時無料乗車体験	2/15	イベント参加者全員	49人	コミバス4路線で無料乗車体験を実施（行政チラシに無料乗車券を掲載）
35	3-1	地域	イベント時無料乗車体験	12/14	イベント参加者全員	7人	・コミバス4路線で無料乗車体験を実施（行政チラシに無料乗車券を掲載） ・交通事業者の理解と協力の下、当該交通事業者の自主バス路線でも無料乗車体験を実施
36	3-1	地域	地域内公共交通無料乗車体験	9/20	全住民 来訪者	464人	コミバス等の無料乗車体験を実施
37	3-1	教育	講義、ワークショップ	12/4	中学生	146人	・講義形式でモビリティマネジメント（個人ワークあり）を実施 ・ワークショップ形式と講義形式のハイブリッドでモビリティマネジメントを実施
38	3-1	福祉	デマンド交通利用案内	通年	住民	26人（3回）	高齢者サロン等においてデマンド交通の利用方法等の説明会を実施
39	3-1	地域	イベントにおける公共交通PR	11/16	住民 来場者	385人（アンケート回答者）	地域イベントに出展し、自動運転バスや公共交通のPRを実施、バスやデマンド車両の展示及び缶バッジの作成体験をとおして、公共交通に関する理解を促進、アンケートの実施
40	3-1	地域	デマンド交通利用案内	9月～12月	全住民		職員が公共交通の利用方法を説明し、実際の乗降する様子などを撮影し、番組として編集し、行政チャンネルにて、4か月間、1日あたり数回放映
41	3-1	地域	イベントにおける公共交通PR	9/21	地域内外からの来場者	イベント来場者数 約1,000人	公共交通沿線の公園で民間事業者主催の記念イベントを開催（地域活性化と幅広い世代が楽しめるイベントを目指し、公共交通を身近に感じられる3つの体験を実施）、観光イベントを実施する民間事業者に対して補助をし、企業と連携した地域の観光促進と魅力発信
42	3-1	地域	イベントにおける公共交通PR	8/1～	公共交通利用者 観光施設来訪者	2,287枚（1月末時点）	交通結節点～観光施設間の往復無料バスチケット付き各種コラボ「一日乗車券」を発売し、公共交通の利用促進や観光周遊性向上を図るとともに、観光施設来訪者へのバス運賃の負担軽減を実施
43	3-1	地域	公共交通事業への寄附	通年	県内在住の個人 県外から地域へ通勤・通学する者含む	R7:残り36枠（ベンチ数）	停留場ベンチへの寄附を募集（第二弾）し、寄付者名とメッセージを刻んだ記念プレートベンチに設置（1口50,000円、停留場ベンチ整備費用の一部に充当）
44	3-1	地域	公共交通の利用案内	随時	住民	－	広報紙やケーブルテレビ、ホームページ、周知チラシ、SNSなど各種情報媒体を活用し、特定公共交通の交通ルール(車両接触事故防止及び関連施設への事故防止の啓発)や各種公共交通に関する情報などを発信
45	3-1	地域	公共交通の利用案内	随時	住民 転入者　ほか	－	地域内バス路線マップを住民や転入者、来訪者等に配布（他自治体との共同事業）
46	3-1	地域	公共交通PR等	通年	転入者	994人（4月～2月）	地域内に転入された方が手続きで来庁された際に、公共交通の各種パンフレットを配布
47	3-1	福祉	AIデマンド交通の予約講座	1/14, 1/24	利用登録者	合計約50名	・AIシステム導入によるデマンド交通の変更概要の説明を実施 ・個別予約講座を実施（主にLINEアプリを活用した予約方法を説明）
48	3-1	福祉	デマンド交通乗り案内	随時	高齢者サロン参加者	計77名（7回実施）	高齢者サロンにてデマンド交通の説明を実施
49	3-1	教育	バスの乗り方教室	12/2	小学生	13人	小学校でバスの乗り方教室を実施
50	3-1	教育	公共交通のPRほか	10/30	中学3年生	40人程度	地域内公共交通体系と通学支援補助金についての説明を実施
51	3-1	教育	公共交通の乗り方教室	9/9, 9/17	地域内2つの小学2年生（ローテーション） ※希望により複数学年実施も可	小学校2年生12人 小学校2年生15人	行政がコーディネートし、県バス協会、関東運輸局栃木運輸支局を講師として招聘し、小学生向け路線バスの乗り方やバリアフリーに関する説明を実施
52	3-1	福祉	デマンド交通の乗り案内	4/15, 10/16, 12/2	高齢者サロン参加者	4/15：20名 10/16：9名 12/2：10名	高齢者サロンでデマンド型乗合交通についての説明を実施
53	3-1	福祉	デマンド交通のPR	7/15	民生委員	60名	民生委員児童委員協議会の研修会でデマンド交通の説明、質疑応答を実施

次年度以降の取組方針

R7年度の施策

公共交通ネットワーク関係

- ▶民間バス路線等の運行情報の把握
- ▶広域連携による広域交通ネットワークの改善検討

デジタル技術・データ関係

- ▶施策検討のために必要なデータの明確化とその所在の確認
- ▶「とちぎの公共交通」の改善
 - ・発行時期の前倒し
 - ・データの拡充と分析内容の充実

共創関係

- ▶モビリティ人材の育成
- ▶市町勉強会の開催
- ▶共創プロジェクト（他分野連携）

R7年度の取組の中で 新たに見えてきた課題

- ▶広域バス路線の運行情報を活用した分析と関係者による検討が必要
- ▶国の特例措置（新型コロナ緩和や燃料価格高騰緊急対策）廃止を見据えた検討が不十分

- ▶依然として不足しているデータ（タクシー運行情報、他分野データなど）
- ▶データによるサービス水準の見える化の取組が必要（目的地への到達圏、時間による人口加減率など）
- ▶県で集約したデータの市町交通政策への展開

- ▶継続したモビリティ人材の育成が必要
- ▶地域課題の解決に向けた他分野（観光・環境など）との連携・協働
- ▶交通事業者の重要課題の一つであるバス等運転士不足への対応

令和8年度の 取組の方向性

データを活用した
広域交通ネットワーク
の支援策・改善策

・より効果的なデータの
利活用
・関係者間の共有

・他分野との更なる
共創
・関係者間が連携・協
働した担い手確保

※3月下旬採決予定

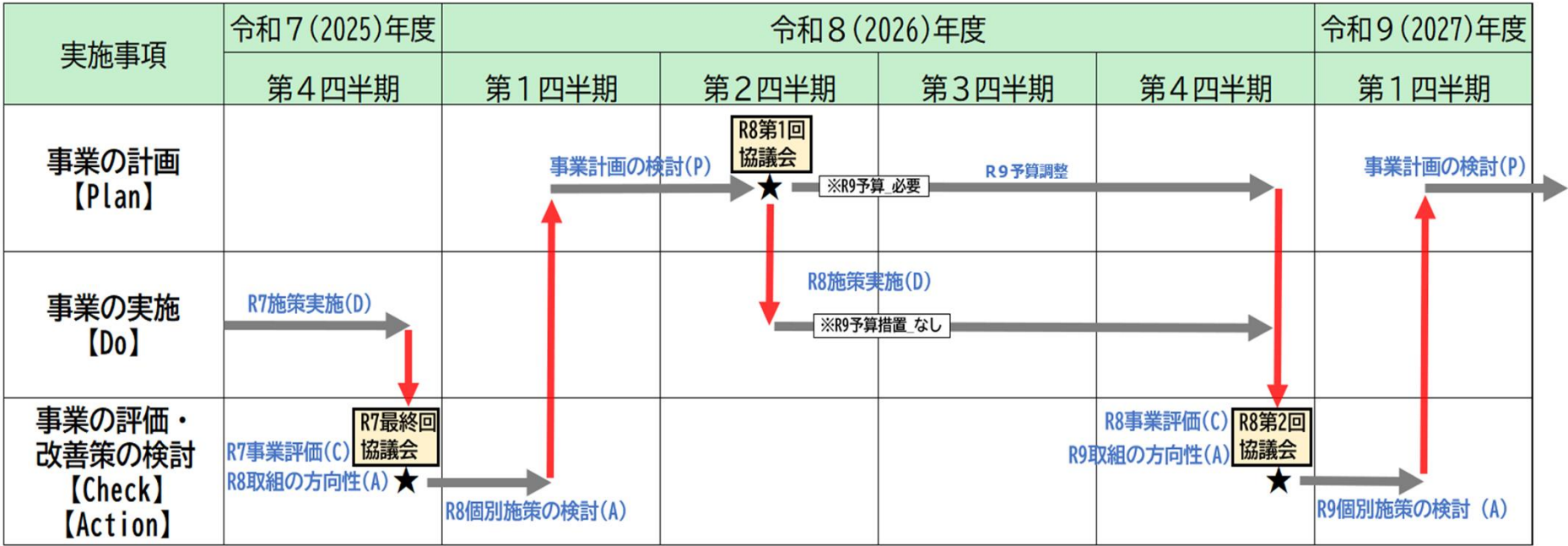
茨城県…運転士の採用広報経費などを補助
東京都…採用10年目までの手当を支給、高校生への普通免許取得費用の補助(R9)
山口県…労働環境改善のための整備費用の補助、二種免許取得費用の補助
その他…就労イベントの開催・参加への支援 など

次年度以降のスケジュール(案)

【令和8(2026)年度 栃木県地域公共交通活性化協議会の開催(案)】

- 第1回 令和8年7月以降 R8新たな取組に係る事業計画について
- 第2回 令和9年3月 R8事業評価、R8以降の取組方針

※上記のほか必要に応じて開催



生活交通対策部会における協議結果の報告

栃木県地域公共交通活性化協議会への協議結果の報告

- ✓ 協議会規約に基づき、協議会の下部組織である部会で協議をして決定した事項がある場合は、協議会に報告することとなっている。
- ✓ 生活交通対策部会では、例年、国・県等への補助金申請に係るバス路線の指定に係る協議を実施、年度末には県申請分の事業評価を行う。
- ✓ 生活交通対策部会には、乗合バスに係る路線の休止又は廃止の申出に係る事項等の協議を行わせるため、分科会を置いており、分科会の決定事項は生活交通対策部会の決議とすることができる。

【参考】 ■栃木県地域公共交通活性化協議会規約（※一部抜粋）

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議において準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」、第2項及び前項中「委員」とあるのは「委員（第5条第2項の規定により特別委員を置く場合にあっては、委員及び特別委員）」と読み替えるものとする。

5 協議会は、部会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

■生活交通対策部会設置要綱（※一部抜粋）

（協議結果）

第4条 生活交通対策部会の決定事項は、協議会の決議とすることができる。

2 部会長は、生活交通対策部会において協議した結果を協議会に報告するものとする。

（分科会）

第5条 生活交通対策部会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

（1）第2条第1号に規定する路線の休止又は廃止に関する事

2～8 略

9 生活交通対策部会は、分科会の決定事項を生活交通対策部会の決議とすることができる。

(1) 生活交通対策部会 全5回

国・県補助金の手続き関係 4件
資料の発行関係 1件

令和7年度_第1回部会 (R7.6.12)

○議事

- (1)令和7年度栃木県地域公共交通計画の認定申請について【承認】
- (2)「とちぎの公共交通（令和6年版）」の発行等について【承認】

○結果概要

- (1)関係交通事業者3社から地域間幹線系統（国庫協調）に係る補助申請計29系統についての説明を受け、審議し、承認された
- (2)事務局から「とちぎの公共交通」のとりまとめ概要についての説明を受け、発行について審議し、承認された

【令和7年度申請の概要】

事業者名	運行 系統数	計画に基づく 国庫補助額（千円）
関東自動車	25	131,825
ジェイアールバス関東	1	5,893
日光交通	3	2,032
合計	29	139,750

令和7年度_第2回部会（書面） (R7.9.22)

○議事

- ・栃木県生活バス路線の指定について【承認】

○結果概要

- ・関係交通事業者3社から提出された生活バス路線（県単独）に係る補助申請計61系統について、書面による審議を行い、承認された

【令和7年度生活バス路線の指定の概要】

事業者名	運行 系統数
関東自動車	55
ジェイアールバス関東	3
日光交通	3
合計	61

○令和7年度の生活交通対策部会の協議結果について

令和7年度_第3回部会（書面）（R7.12.25）

○議事

- ・令和7年度生活交通改善事業計画について【承認】
（バリアフリー化設備等整備事業）

○結果概要

- ・関係交通事業者1社から提出されたノンステップバス導入に係る事業計画の目的・必要性等について、書面による審議を行い、承認された

【令和7年度生活交通改善事業計画の概要】

事業者名	大きさ	車両数
東武バス日光	大型	1台

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和7年度					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップバス導入事業	25,555千円	1,400千円	2,500千円	2,500千円	19,155千円
	100%	5.5%	9.8%	9.8%	74.9%

※国費、都道府県負担割合については、予算の都合等により増減する可能性がある

令和7年度_第4回部会（R8.1.20）

○議事

- ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について【承認】

○結果概要

- ・関係交通事業者3社から事業の概要・評価についての説明を受け、部会の事業評価案について、審議し、承認された



令和7年度_第5回部会（書面）（R8.3.19まで）

○議事

- ・「とちぎの公共交通（令和7年度版）」の発行について【協議中】

○備考

- ・例年6月に発行しているものを、令和7年度の取組（情報の即時性の向上）として、発行時期を3月（例年より3か月前倒し）とし、併せて、データの拡充と分析のための内容の充実を図った。



○令和7年度の生活交通対策部会の協議結果について

(2) 分科会 全2回〔乗合バス路線の廃止関係 2件〕

令和7年度_第1回部会 分科会 (R7.7.25)

○議事

- ・水都西線の廃止について【承認】

○結果概要

- ・関係交通事業者1社から本件バス路線の現在の利用状況及び収支状況、沿線市町からは路線存廃の意向と路線廃止後の代替交通手段について説明し、水都西線を廃止することについて、委員全員の賛成で承認された



令和7年度_第2回部会 分科会 (R8.1.26)

○議事

- ・市塙・赤羽工業団地線の廃止について【承認】

○結果概要

- ・関係交通事業者1社から本件バス路線の現在の利用状況及び収支状況、沿線市町からは路線存廃の意向と路線廃止後の代替交通手段について説明し、市塙・赤羽工業団地線を廃止することについて、委員全員の賛成で承認された

